

やまぐちくらし

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和元年9月12日
—第15号—

消費生活知っつく情報 **注目!**

～10月1日から消費税率は10%へ!～

ただし、軽減税率制度対象※の 酒類・外食を除く「飲食料品」 は8%

これって消費税率 8% ? 10% ?

問題 次のうち、消費税率が **10%** になるのはどれでしょう?

1



ケース1
ハンバーガー店でのテイクアウト

2



ケース2
ハンバーガー店での店内飲食

3



ケース3
コンビニ弁当の持ち帰り

4



ケース4
コンビニのイートインコーナーでの飲食

5



ケース5
そば屋の「出前」

6



ケース6
そば屋の店内での飲食

※ 軽減税率制度については裏面へ

9 ' 4 ' 7 景

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999(相談) / 083-924-2421(消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金]8:30～19:00 [土]8:30～17:00

※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [平日]9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前にご連絡をお願いします。

豆知識

10月1日から消費者税率引上げに伴い、
消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率(8%)の対象は？

- ① **飲食料品** 人が飲んだり、食べたりする飲食物。酒類や外食、ケータリング等を含みません。
※ 軽減税率が適用されるどうかは、売手が飲食料品を販売する時点で行います。
- ② **新聞** 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象 ⇒ 8%

標準税率対象

飲食料品 (食品表示法に規定する食品)

人の飲用又は食用に供されるもの



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

一体資産: おもちゃ付きのお菓子のように、食品と食品以外が最初から一体となっているもの

※ 出典: 国税庁HP

参照: 政府広報オンライン https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/keigen_zeiritsu/index.html#no1

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などの学習会に、
無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は、「講師派遣申請書」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、
申請はお早めをお願いします。



山口県HP <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/koushihaken.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が分からない

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど